

京都市告示第 35 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年4月14日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
伏見港京都停車場線	伏見区三栖向町784番地地先から	旧	メートル 21.30	メートル 3.65 ~ 5.30
	同町776番地地先まで	新	21.30	3.65 ~ 9.30

(建設局道路部道路明示課)